平成３０年（フ）第５２１号
神奈川県綾瀬市寺尾西２丁目６番47号
債務者　熊坂　寿信
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１７号
東京都青梅市師岡町３丁目19番地の８ヴィレッジ青梅405
債務者　藤原　愛美（旧姓大輪）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０５号
東京都日野市程久保１丁目10番地の10ロードパレスⅠ―103
債務者　納村　早織（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１１号
東京都八王子市子安町２丁目34番14号マンション清月203号
債務者　谷口　義光
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
静岡市葵区上伝馬10番32号　池田アパート
債務者　出雲　秀子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５４６号
東京都世田谷区宇奈根１丁目39―３―202
債務者　中西　和夫
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４９０号
横浜市中区赤門町１丁目３番地　並木方
債務者　伊倉惠美子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５５７２号
東京都調布市若葉町３丁目27―22、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区牛久保２丁目７―15
破産者　高橋　朋義
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９６４号
東京都中央区八丁堀３丁目25番８号
破産者　株式会社愛電工業所
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３７１号
埼玉県春日部市備後西４丁目12―１―103
破産者　鶴見　忠夫
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９１５号
東京都杉並区成田東４丁目１―56
破産者　菊池　雅樹
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９１６号
東京都杉並区成田東４丁目１―56
破産者　菊池　佳美
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９２５号
東京都板橋区小茂根２丁目24―２
破産者　梶川　健司
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２９２号
東京都墨田区太平４丁目１番１―3202号　Ｂｒｉｌｌｉａタワー東京
破産者　有限会社オービーアイ
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４９３号
神奈川県川崎市川崎区堀之内町７番７号
破産者　株式会社山王商事
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４９４号
東京都品川区西大井１丁目１―２―508
破産者　安井佐千夫
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５２３号
東京都北区滝野川１丁目87―２
破産者　坂本　和徳
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７０５号
東京都北区滝野川７丁目21―10―204
破産者　植木幸一郎
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５４１号
東京都港区高輪１丁目３―２―301
破産者　岡本　宏志
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部